

行政懇談会の開催について

皆様のご意見やご希望をお聞かせいただき、今後の行政運営に反映させるため各行政区において次のとおり行政懇談会を開催いたします。

○近所お誘いあわせのうえ多数ご参加ください。

○お問い合わせ 総務課 秘書・人事 G ☎(84)1111 (内線228)

平成22年度 行政懇談会日程

日 時	行政区	場 所
9月29日(水) 午後7時から	元栗橋	元栗橋会館
9月30日(木) 午後7時から	川 妻	川妻生活改善センター
10月1日(金) 午後7時から	小手指	小手指生活改善センター
10月3日(日) 午後1時から	堀之内	堀之内生活改善センター
10月3日(日) 午後4時から	新幸谷	新幸谷大字事務所
10月4日(月) 午後7時から	小福田	小福田生活改善センター
10月5日(火) 午後7時から	大福田	大福田生活改善センター
10月6日(水) 午後7時から	山王山	山王山生活改善センター
10月12日(火) 午後7時から	山 王	山王生活改善センター
10月14日(木) 午後7時から	江 川	江川生活改善センター
10月15日(金) 午後7時から	幸 主	幸主大字事務所
10月17日(日) 午後1時から	冬 木	冬木農村集落センター
10月17日(日) 午後4時から	両新田	両新田転作推進センター
10月18日(月) 午後7時から	土与部	土与部農村集落センター
10月19日(火) 午後7時から	原宿台	原宿台コミュニティセンター

○茨城県医療福祉費（マル福）支給制度の改正内容

	改正前（9月30日まで）	改正後（10月1日から）
対象者	0歳児から小学校就学前まで （出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方） ※所得制限あり	0歳児から小学校3年生まで （出生の日から9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方） ※所得制限あり

現在の乳幼児医療福祉費支給制度（茨城県の制度）は、6歳児（小学校就学前）までの方が医療費支給の対象となっておりますが、10月から制度が改正され、9歳児（小学校3年生）までが医療福祉費支給の対象となります。これにともない、五霞町独自で行っています五霞町医療費助成制度も改正されます。現在、県と同様の対象年齢となっておりますが、10月から12歳児（小学校6年生）まで対象が拡大されます。

○五霞町医療費（マル福）助成制度の改正内容

	改正前（9月30日まで）	改正後（10月1日から）
対象者	0歳児から小学校就学前まで （出生の日から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方） ※所得制限なし	0歳児から小学校6年生まで （出生の日から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方） ※所得制限あり

◎これまで所得制限により県の制度が受けられない方を、町独自で助成してきましたが、10月診療分より廃止となりますのでご注意ください。

◎あらたに申請が必要な方には、申請についてのお知らせを9月上旬頃に郵送いたします。

○お問い合わせ
町民税務課 町民 G
☎(84)1965（直通）

※五霞町医療費助成制度は町独自の制度です

10月1日から乳幼児の医療費支給制度（マル福）の対象が拡大されます